

平成31年度奨学生募集要項

ひたちなか市教育委員会

ひたちなか市では、奨学資金貸与条例に基づき、優良な生徒・学生で、かつ、経済的理由によって修学が困難な方に奨学資金を貸与し、有為な人材を育成することを目的として、奨学生を下記により募集します。

1 平成31年度奨学生について

平成31年4月に高等専門学校第4・5学年、専修学校専門課程（修業年限が2年以上のものに限る。以下同じ。）又は大学（専門職大学、短期大学及び専門職短期大学を含み、大学院及び専門職大学院を除く。以下同じ。）に在学している方について、修学に要する学資その他の費用に充てるための資金を貸与します。

○奨学生の額及び貸与時期・期間

区分	奨学生の月額	貸与時期・期間
高等専門学校(第4・5学年)	20,000円	
専修学校専門課程	30,000円	
大学	国立及び公立	30,000円
	私立	40,000円
		平成31年6月下旬頃から貸与を開始します。 奨学生は四半期ごとに交付するものとし、貸与期間は在学する学校の正規の修業年限以内です。

2 申請資格

- (1) 平成31年4月に高等専門学校第4・5学年、専修学校専門課程又は大学に在学している方
- (2) 修学に要する学資その他の費用の支弁が困難であると認められること。（所得基準があります。）
- (3) 保護者が市内に住所を有している方であること。
- (4) 健康であり、人物・学業とも優れている方として在学する学校又は卒業した学校の長の推薦を受けた方（推薦基準があります。）

※すでに入学準備金のみの貸与を受けた方でも、申請することができます。

※奨学生に決定した場合、市内在住の方から連帯保証人及び保証人（各々独立の生計を営む成年者1人ずつ）を要します。

※他の団体における奨学資金の貸与を受けている方は、本市奨学生にはなれません。

※連帯保証人は、市税を滞納しておらず、債務を保証できる所得のある方とします。

3 緊急申請資格

奨学生については、上記3の(1)～(4)に該当し、下記の緊急を要する場合にあっては隨時受け付けます。

- (1) 主たる家計支持者が、病気、事故、死亡又は失業等により収入が減少した場合
- (2) 火災、風水害、震災等の災害により災害救助法等の適用を受ける著しい被害、又はこれら災害に準じる程度の被害を受けた場合

4 申請手続

推薦基準及び所得基準に合致し申請を希望される方は、ひたちなか市教育委員会総務課へ申請書類を提出してください。

申請書類等は、平成31年4月8日(月)から教育委員会総務課(本庁第3分庁舎2階)で交付するほか、ひたちなか市ホームページからダウンロードできます。

※推薦基準に合致するとは(別紙ひたちなか市奨学生推薦基準参照)

人物・学業・健康等が推薦基準の各項目に該当すること。

※所得基準に合致するとは(別紙ひたちなか市奨学生所得基準参照)

生計を一にする世帯全員の平成30年分の合計所得から、表3の特別控除額を控除した額が、表1の所得基準額以下であること。

- ・給与所得者は、表2の計算式により得た金額を所得金額とする。
- ・給与所得者以外の場合は、所得税・住民税申告書、又は「所得(課税)証明書」における所得金額をそのまま所得金額とする。

5 提出書類

- (1) 奨学生願書(申請希望者が作成してください。)
- (2) 奨学生推薦調査(在学している学校又は卒業した学校に作成を依頼してください。)
- (3) 在学証明書(平成31年4月に在学している学校のもの)
- (4) その他の必要書類

①平成30年分の所得についてその金額を確認できる下記の書類

下記(ア)又は(イ)の書類を必ず提出してください。

(ア) 給与所得者等…平成30年分源泉徴収票

(イ) 農業所得者、事業所得者等

・所得税申告の場合…平成30年分所得税確定申告書の写し

・住民税申告の場合…平成30年度住民税申告書の写し

(保護者については、所得がない場合でも必ず住民税の申告をすること。)

②別紙ひたちなか市奨学生所得基準の表3の特別控除を受ける場合

特別控除額表右欄の証明書類等の要・不要により、要の場合はその証明書類又はその金額がわかる書類を提出してください。

③緊急申請の場合

緊急申請資格(1)又は(2)について、関係証明書類又は確認できる書類を提出してください。

6 提出期間

平成31年4月8日(月)から平成31年(2019年)5月17日(金)まで(期限厳守)
土・日曜、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時30分までに、必要書類を揃えて教育委員会総務課まで持参ください。
郵送の場合は平成31年(2019年)5月17日(金)消印有効です。

7 奨学生の採用決定

教育委員会の審査を経て採否を決定し、本人に通知します。
決定の通知を受けた方は、誓約書及び連帯保証人に係る市税の納税証明書等を提出してください。

8 奨学資金の交付

奨学金は、四半期ごとに交付するものとします。貸与開始は、平成31年(2019年)6月下旬を予定しています。

9 奨学資金の返還

(1) 返還期限

奨学金は、無利息で、学校の正規の修業年限が満了する日の翌月から6か月据置き後、10年以内に年賦(年1回)半年賦(年2回)又は月賦(毎月)により返還していただきます。ただし、全部又は一部を繰り上げて返還することができます。

※入学準備金と奨学金を併用した方は、貸与額を合算して返還していただきます。

(2) 返還猶予

進学、傷病、災害その他特別の理由により返還が困難な場合は、本人等の申請により相当の期間その返還を猶予することができます。

(3) 返還免除

貸与を受けた方が、死亡又は心身障害のため労働能力を喪失した場合は、返還未済額の全部、又は一部の返還を免除することができます。

10 その他

ひたちなか市では、奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、市内の対象職種や中小企業等において就業している方又は就業見込の方に対し、返還を行っている奨学金返還金の一部を補助する制度を実施しています。詳細につきましては、市ホームページ「ひたちなか市奨学金返還支援補助金について」のページ等をご参照ください。

11 問い合わせ先

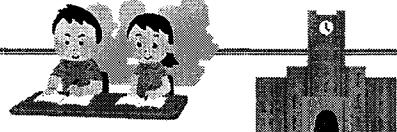
〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号
ひたちなか市教育委員会総務課
Tel 273-0111 内線 7305

大学等へ在学している方へ／ひたちなか市からのお知らせ

ひたちなか市の奨学生を募集します！

ひたちなか市では、健康で、人物・学業とも優れている生徒・学生であり、経済的理由によって修学が困難な方に学資を貸与し、有為な人材を育成することを目的として、奨学生を下記により募集します。

平成31年度奨学生について



平成31年4月に高等専門学校第4・5学年、専修学校専門課程又は大学（短大を含み、大学院を除く。以下同じ。）に在学している方について、修学に要する学資その他の費用に充てるための資金を貸与します。

○奨学生の額及び貸与時期・期間

区分	奨学生の月額	貸与時期・期間
高等専門学校(第4・5学年)	20,000円	
専修学校専門課程	30,000円	
大学	国立及び公立	平成31年6月下旬頃から貸与を開始します。 奨学生は四半期ごとに交付するものとし、貸与期間は在学する学校の正規の修業年限以内です。
	私立	30,000円 40,000円

対象者・申請資格

次の要件をすべて満たす方

- 平成31年4月に高等専門学校第4・5学年、専修学校専門課程又は大学に在学している方
- 修学に要する学資その他の費用の支弁が困難であると認められること。（所得基準があります。）
- 保護者が市内に住所を有していること。
- 健康であり、人物・学業とも優れている方として在学する学校又は卒業した学校の長の推薦を受けた方（推薦基準があります。）

- ※ すでに入学準備金のみの貸与を受けた方でも、申請することができます。
- ※ 奨学生に決定した場合、市内在住の方から連帯保証人及び保証人（各々独立の生計を営む成年者1人ずつ）を要します。
- ※ 他の団体における奨学資金の貸与を受けている方は、本市奨学生にはなれません。
- ※ 連帯保証人は、市税を滞納しておらず、債務を保証できる所得のある方とします。



奨学生は、すでに入学準備金のみの貸与を受けた方でも申請することができます。
奨学生の貸与開始は、6月下旬頃の予定です。

提出書類

- 奨学生願書（申請希望者が作成してください。）
- 奨学生推薦調書（在学している学校又は卒業した学校に作成を依頼してください。）
- 在学証明書（平成31年4月に在学している学校のもの。）
- 同居する家族の平成30年分の所得を確認できる書類、その他必要書類（募集要項をご覧ください。）
※申請用紙等は、平成31年4月8日（月）から教育委員会総務課（本庁第3分庁舎2階）で交付するほか、ひたちなか市ホームページからダウンロードできます。

提出期間

平成31年4月8日（月）から平成31年（2019年）5月17日（金）まで（期限厳守）
土・日曜、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時30分までに、必要書類を揃えて教育委員会総務課まで持参ください。
郵送の場合は平成31年（2019年）5月17日（金）消印有効です。

奨学資金の返還

奨学金は、無利息で、学校の正規の修業年限が満了する月の翌月から6か月据置き後、10年以内に年賦（年1回）半年賦（年2回）又は月賦（毎月）により返還していただきます。ただし、全部又は一部を繰り上げて返還することができます。

ひたちなか市奨学金返還支援制度について

ひたちなか市では、奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、市内の対象職種や中小企業等において就業している方又は就業見込の方に対し、返還を行っている奨学金返還金の一部を補助する制度を実施しています。奨学金の貸与を希望する方は、併せて奨学金返還支援制度の活用をご検討ください。

制度の概要は下記のとおりです。

【対象者】

- 奨学金の貸与を受けて、学校（大学、専修学校等）を卒業した方
- 申請時にひたちなか市内に住所を有している方
- 市内において保育士、看護師、介護福祉士など医療福祉分野の専門職や中小企業に正規雇用され勤務する方、または起業した方や農業・漁業等の第一次産業に従事する方で1年以上継続している方
- 奨学金の返還を行っており、滞納がない方
- 市町村民税等の滞納がない方

【支援額及び支援期間】

申請の前年度に返還した奨学金の額の2分の1（上限10万円）を最大8年間支援します。

※その他詳細につきましては、市ホームページ等をご覧ください。

お問合せ先：ひたちなか市教育委員会事務局総務課

〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

TEL：029-273-0111（内線：7305）